



長野県告示第665号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年1月6日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年12月20日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 斑尾大川線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字旭字松ノ木1397番の2地先から 飯山市大字旭字北澤1559番の1地先まで	旧	m 8.0～14.2	km 0.2641
同上	新	m 8.0～14.2	km 0.2641
飯山市大字旭字松ノ木1397番の2地先から 飯山市大字旭字後澤1424番の10地先まで	新	m 11.0～41.5	km 0.1912

道路維持課

長野県告示第666号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年1月4日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年12月20日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 158号
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南安曇郡安曇村3555番の5地先から	旧	m 12.0～30.0	km 0.1010
南安曇郡安曇村3555番の4地先まで	新	m 13.0～29.5	km 0.1110
同上	新	m 13.0～29.5	km 0.1110

2 (1) 道路の種類 一般国道

2 (2) 路線名 158号

2 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南安曇郡安曇村739番の1地先から	旧	m 6.5～10.0	km 0.3205
南安曇郡安曇村707番の1地先まで	新	m 13.0～26.7	km 0.2421
同上	新	m 13.0～26.7	km 0.2421

道路維持課

長野県告示第667号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年1月4日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年12月20日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 418号
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡壳木村1番の828地先から 下伊那郡壳木村1番の556地先まで	旧	m 4.6～48.2	km 0.1957
同上	新	m 4.6～48.2	km 0.1957
		m 4.6～58.2	km 0.1592

道路維持課

長野県告示第668号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成17年1月6日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年12月20日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 路線名 斑尾大川線
- 2 供用を開始する区間
飯山市大字旭字松ノ木1397番の2地先から
飯山市大字旭字後澤1424番の10地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成16年12月20日

道路維持課

長野県告示第669号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成17年1月4日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年12月20日

長野県知事 田中康夫

1 路線名 418号

2 供用を開始する区間

下伊那郡壳木村1番の828地先から

下伊那郡壳木村1番の556地先まで

3 供用を開始する期日 平成16年12月20日

道路維持課

長野県告示第670号

児童健全育成事業補助金交付要綱（昭和61年長野県告示第629号）の一部を次のように改正し、平成16年度の補助金から適用します。

平成16年12月20日

長野県知事 田中康夫

第1中「母親クラブの活動を補助するに要する経費及び」を削る。

第2の表の母親クラブ活動費補助事業の項を削り、同表の児童クラブ事業の項中「10人から19人までの児童クラブ 963,000円」を「4人から9人まで、うち要支援児が4人以上の児童クラブ 388,000円」に、

(イ) 放課後児童等が20人以上の児童クラブ
1,515,000円

(ア) 放課後児童等が10人から19人までの児童クラブ
956,000円
(ウ) 放課後児童等が20人以上の児童クラブ
1,508,000円

に、「964,000円」を「957,000円」に、「1,928,000円」を「1,914,000円」に、「311,000円」を「310,000円」に、

エ 障害児受入加算額
放課後児童等が10人以上で、うち障害児が2人以上の児童クラブ 696,000円

オ 土日祝日加算額
年間の土日祝日の開設日数が48日以上の児童クラブ 220,000円

エ 要支援児受入加算額

(ア) 放課後児童等が4人から9人まで、うち要支援児が4人以上の児童クラブ 指導員の人数に応じ、知事が別に定める額

(イ) 放課後児童等が10人以上で、うち要支援児が2人以上の児童クラブ（要支援児に係る指導員を配置しているものに限る。） 689,000円

(ウ) 放課後児童等が10人以上で、うち要支援児が3人以上の児童クラブ 指導員の人数に応じ、知事が別に定める額

オ 土日祝日加算額

(ア) 放課後児童等が4人から9人まで、かつ、年間の土日祝日の開設日数が51日以上の児童クラブ 219,000円

(イ) 放課後児童等が10人以上で、かつ、年間の土日祝日の開設日数が51日以上の児童クラブ 219,000円

に、

(ア) 放課後児童等が10人から19人までの児童クラブ 300,000円

(イ) 放課後児童等が20人以上の児童クラブ 1,169,000円

を

(ア) 放課後児童等が4人から9人まで、うち要支援児が4人以上の児童クラブ 300,000円

(イ) 放課後児童等が10人から19人までの児童クラブ 300,000円

(ウ) 放課後児童等が20人以上の児童クラブ 1,163,000円

に、「799,000円」を「794,000円」に、「1,599,000円」を「1,588,000円」に、「298,000円」を「296,000円」に、

エ 障害児受入加算額

放課後児童等が10人以上で、うち障害児が2人以上の児童クラブ 537,000円

を

エ 要支援児受入加算額

放課後児童等が4人以上で、うち要支援児が2人以上の児童クラブ 指導員の人数に応じ、知事が別に定める額

に、「(2)のアの(ア)及び」を「(1)のアの(ア)、エの(ア)及び(ウ)並びにオの(ア)並びに(2)のアの(ア)及び(イ)並びに」に改める。

第3第1号中「を変更しよう」を「の変更（軽微な変更を除く。）をしよう」に改める。

第4第2項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第7第2項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とする。

第10中「茅野市及び岡谷市」を「東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市」に改める。

こども支援課